

## 南三陸町地域資源プラットフォーム設立準備委員会委員公募要領

### 1 公募目的

南三陸町地域資源プラットフォーム設立準備委員会(以下、「準備委員会」という。)において、住民の意見及び提案等を広く求め、今後の地域資源プラットフォーム事業の推進に反映させるため、委員の一部を公募する。

### 2 募集人数及び任期

2名以内(任期:委嘱の日から2年。ただし、その間に地域資源プラットフォームが設立された場合はその日まで。)

### 3 応募資格

応募日現在、次の要件を満たす個人とする。

- (1) 町内に勤務地又は住所を有する方
- (2) 年齢満18歳以上の方
- (3) 国及び地方公共団体の議員又は常勤の公務員でない方
- (4) 平日の日中又は夜間に開催される会議に出席できる方
- (5) 会議において不自由なくコミュニケーションがとれる方
- (6) 南三陸町総合戦略の趣旨を理解し、その目標達成に理解のある方で、当町の地域資源の価値向上に意欲のある方

### 4 募集方法等

- (1) 企画課地方創生・官民連携推進室及び南三陸町公式ホームページ上で様式1及び2の応募用紙を配布し、持参、郵送又はファクシミリによる応募を受け付ける。
- (2) 様式1には、応募者の氏名、住所、連絡先、生年月日、職業、勤務先のほか、応募動機と地域資源に係る研究・活動、簡単な経歴を記入し提出すること。
- (3) 様式2には「持続可能な社会、環境に配慮した地域の実現のために取り組みたいこと」又は「南三陸町の地域資源をブランド化し付加価値を向上させるために効果的と思う取り組み」をテーマとした作文を1200字以内で記入し提出すること。その文中には、「森里海ひとのつながり」や「住民の自発的な行動」につながる内容が含まれていることを要件とする。
- (2) 郵送の場合は応募期間の末日付けの消印を受けたもの、ファクシミリの場合は応募期間の末日付けで送信されたものまでを有効とする。
- (3) 受け付けた応募用紙は返却しない。

### 5 募集期間

平成28年9月1日から同月21日までとする。

### 6 選考方法

- (1) 応募用紙をもとに、地域間バランスや女性登用率の向上等を総合的に勘案し  
選考する。ただし、必要に応じて応募者の面談を行うものとする。
- (2) 選考結果は、応募者全員に文書（様式3）で通知する。

#### 7 解嘱

公募委員に次の各号の事由が生じたときは、準備委員会委員の資格を喪失する。

- (1) 本要領3の応募資格を失ったとき。
- (2) 応募用紙の記載事項に重大な虚偽があることが判明したとき。
- (3) 辞退の申し出があったとき。
- (4) その他、委員としてふさわしくないと町長が認める行為があったとき。

#### 8 報酬

準備委員会への出席につき、別に定める謝金等を支払う。